

規約2号

「新しい日中関係を考える研究者の会」の役員について（暫定）

（案）

2014年7月21日第13回幹事会にて修正

2014年9月9日第14回幹事会にて修正

（目的）

第1条 会規約第4条2項に基づき、本会の役員に関して、これを定める。

（役員）

第2条 本会に、次の役員を置く。

(1) 幹事 8名

(2) 監査 2名

2 幹事のうち1名を代表幹事とする

（役員を選任）

第3条 幹事及び監査は、会員総会の決議によって選任する。

2 幹事及び監査の選任に関する手続きは、別途定める。

（幹事の職務及び権限）

第4条 幹事は、幹事会を構成し、会の企画運営のための職務を執行する。

2 代表幹事は、会を代表し、その職務を執行する。

（監査の職務及び権限）

第5条 監査は、会の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

（役員任期）

第6条 幹事及び監査の任期は、原則2年とする。

2 再任は妨げない。

（役員解任）

第7条 幹事又は監査に、その職務の執行に支障が生じたときは、別途定める所定の手続きに拠り、会員総会の決議によって解任することができる。

（その他）

第8条 その他本会の役員に関し、必要な事項は別に定める。